

## 船舶事故調査報告書

令和4年7月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年12月28日 13時30分ごろ～16時30分ごろの間）（医師による船長死亡推定時刻：28日15時00分ごろ）
発生場所	福井県高浜町内浦港 内浦港内浦防波堤灯台から真方位173° 1,600m付近 （概位 北緯35° 31.5′ 東経135° 29.8′）
事故の概要	漁船仲丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 仲丸、0.53トン FK3-8699（漁船登録番号）、個人所有 5.13m (Lr) × 1.42m × 0.33m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和56年2月10日
乗組員等に関する情報	船長 88歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月6日 免許証交付日 令和2年9月2日 （令和8年5月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	右舷船底部に破口（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、水温 約15℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たこかご漁の目的で、高浜町神野浦漁港の岸壁（以下「本件岸壁」という。）から出航し、令和3年12月28日13時30分ごろ同漁港の堤防付近を航行しているところを養殖業を行う漁師に目撃されていた。 船長と同じ漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に所属する僚船船長は、16時30分ごろ関西電力高浜発電所西方沖海域（以下「本件海域」という。）において、作業している様子がない本船を視

	<p>認して近づいたところ、本船が無人の状態です船首を北方に向けて消波ブロックに乗り揚げており、船外機がチルトアップされてプロペラにたこかご漁の漁具が絡んでいる状態を認め、16時50分ごろ所属漁協の担当者に本船が無人の状態です乗り揚げています旨を連絡した。</p> <p>所属漁協の担当者が17時05分ごろに本事故の発生を118番通報した後、海上保安官、消防署員及び所属漁協の組合員により、本件海域で捜索が開始されたものの、船長は発見に至らず、20時00分ごろ捜索は中断された。</p> <p>29日08時00分ごろ、海上では海上保安庁（巡視船艇2隻、航空機1機）、警察（警察艇1隻、航空機1機）、及び所属漁協（漁船4隻）、並びに、陸上では警察、消防等による捜索が再開され、船長は、08時45分ごろ、消波ブロックに乗り揚げたままの本船付近において巡視艇の潜水士により発見され、死亡が確認された。</p> <p>船長は、病院に搬送後、医師により、溺水の吸引に基づく窒息により短時間で死亡に至り、死亡推定時刻が28日15時00分ごろと検案された。</p> <p>本船は陸揚げされ、後日、廃船処理された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 たこかご漁の漁具、写真3 本件海域付近 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長について</p> <p>① 発見されたときの服装は、紺色の上下カッパ、カッパの下に黒色ベスト、長靴、ゴム手袋、ネックウォーマーを着用し、救命胴衣を着用しておらず、また、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>② 船長の家族によれば、救命胴衣については、過去に着用していないときもあり、未着用だった可能性が高く、また、携帯電話については発見されておらず、ふだんから携帯電話を服のポケットに入れて携行していたので、落水時に水没した可能性があるとのことであった。</p> <p>③ 船長は、内浦湾において、たこかご漁及び箱眼鏡で海底をのぞき込み、先端に金具を設置した道具を使用して貝、なまこ等を採取する等の採介藻漁業<small>さいかいそう</small>の経験が約40年あり、ふだん週に2～3日の頻度で本件岸壁から1人で出漁して16時00分ごろには帰宅し、足腰も丈夫で体調不良や変わった様子もなかった。</p> <p>(2) 本船及びたこかご漁について</p> <p>① 本船は、和船型で海面から舷縁までの高さが約0.4m、甲板から舷縁までの高さが約0.3m、甲板から船尾部物入れ上面までの高さが約0.2mであり、船外機をチルトアップすると、径が約0.2mのプロペラが船尾方に位置し、舷縁上部に手すり等</p>

の設備及び落水した際に船内に乗り込む設備がなかった。(図1参照)

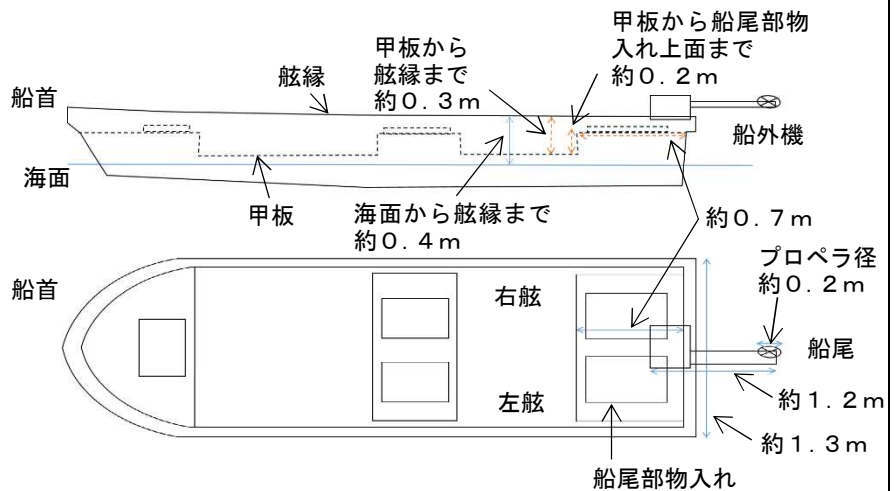


図1 本船略図

- ② 本船には、漁獲物のたこがバケツの中に入れており、救命胴衣が物入れの中にあった。
- ③ 船長は、独自に作成したたこかごを直径約9～12mmの索で繋ぎ、内浦湾の水深約5～10m付近の海底に複数設置し、設置場所をかごを引き揚げ、かごの中のたこを確認したのち、再度かごを海底に設置しながら漁を行っていた。

(3) 波浪について

気象庁のウェブサイトによれば、断崖状の海岸や人工の防波堤などに波が当たると波がはね返され、向きを変えて別の方向に進むことがあり、この現象を反射と呼び、入射波と反射波の山が重なり合うと、元の波高の2倍近い波が出現することもある。

分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

不明

不明

不明

船長の死因は、溺水の吸引に基づく窒息であった。

船長は、たこかご漁の目的で出航したのち、本件海域で本船の船外機がチルトアップされてプロペラにたこかご漁の漁具が絡んでいた状態で発見されたことから、たこかご漁の作業中、船外機をチルトアップしてプロペラから漁具を外す際に落水したのと考えられる。

本船は、和船型であり、船外機をチルトアップするとプロペラが船尾方に位置することから、船長がプロペラに絡んだ漁具を外す際、船外に身を乗り出す状態となり、落水したのち、短時間で溺死したのと考えられる。

本船が消波ブロックに乗り揚げていたこと、及び船長が本船付近で

	<p>発見されたことから、船長は、消波ブロックからの反射波の影響により体勢を崩して落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと推定される。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船がたこかご漁の操業中、船長が船外機をチルトアップしてプロペラに絡んだ漁具を外す際に落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては、常時、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 和船型の小型船舶の乗船者は、甲板から舷縁までの高さが低いので、落水に十分注意し、作業の支障とならない範囲で舷縁上部に手すり等を設置することが望ましい。</li> <li>・ 単独で乗船する船長は、防水型又は防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を身につけて緊急時の連絡手段を確保し、落水した場合に備え、昇降用の縄ばしご等を準備しておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

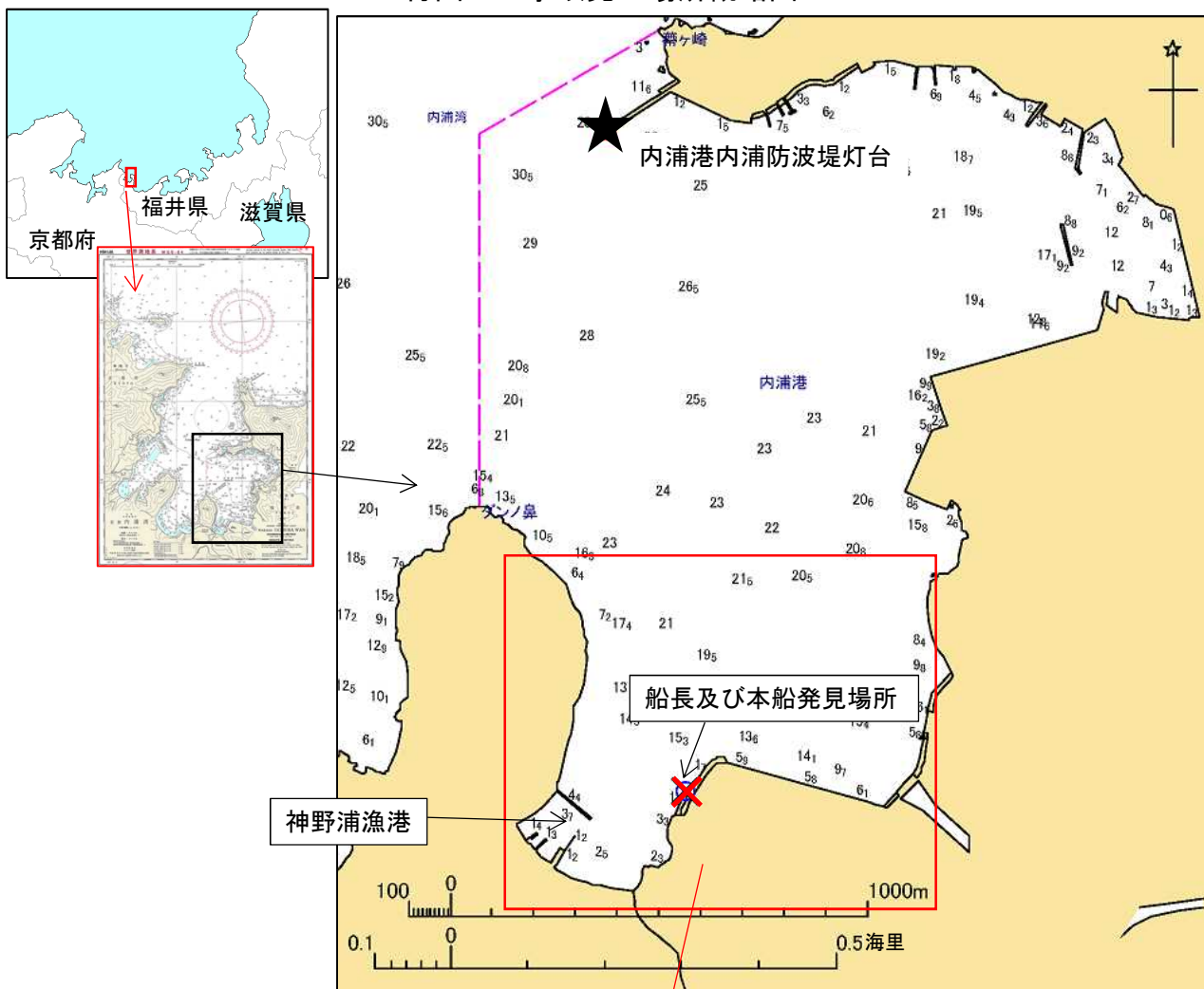


写真1 本船



写真2 たこかご漁の漁具



写真3 本件海域付近

